

子宮頸がん予防接種助成事業について

町では、平成 21 年度から子宮頸がん予防接種を「町が行政措置として行う法定外予防接種」と位置づけ接種費用の全額助成をしています。

法定外予防接種とは、予防接種法に基づく定期予防接種とは異なり、任意により受けるもので、強制するものではありません。

子宮頸がん予防接種とは

子宮頸がんは、生命はもちろんのこと、次世代をはぐくみ育てるための妊娠や出産の可能性まで奪ってしまうことのある病気です。

子宮頸がんの原因となる「発がん性ヒトパピローマウイルス【HPV】」は性交渉により感染します。性交渉前の 10 歳代でのワクチン接種が予防には効果的です。ワクチンには、以前からのサーバリックス（2 価 HPV16、18 型）と平成 23 年 9 月 15 日から新たに承認されたガーダシル（4 価 HPV16、18 型と尖圭コンジローマ【膣周辺にできるイボ】予防のための HPV6、11 型）の 2 種類のワクチンから選択できるようになりました。

「サーバリックス」と「ガーダシル」は、いずれも同じワクチンを 3 回接種することになっています。接種途中から別のワクチンに変更することに対する有効性・安全性のデータがないため、途中でワクチンを変更することはできません。

なお、ワクチン接種だけでは子宮頸がんを 100 パーセント予防することができないため、20 歳になったら子宮がん検診を定期的に行うことが大切です。

1. 対象者

- ・ 中学 1 年生（13 歳相当）の奈義町に住所を有する）住民基本台帳が奈義町にあること）女子
- ・ 転入等で過去に接種を受けられなかった方・1 回目若しくは 2 回目までの接種を行った方で、当該年度に中学 2 年生から高校 3 年生までの方も接種対象となります。
- ・ なお、対象者には個人に通知しています。通知に同封している資料や説明をよく読み、理解したうえで、保護者が希望する場合により接種できるものです。

2. 接種期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日まで

3. 接種医療機関

町内委託医療機関

- ・ 奈義ファミリークリニック（奈義町豊沢 292-1）電話 36-3012
- ・ 野々上医院（奈義町滝本 1332-1）電話 36-8282

県内であれば、町内の医療機関と同様に接種を受けることができます。

4. 接種回数

3回接種（筋肉注射）

- ・「サーバリックス」 初回接種・初回接種から1か月後・初回接種から6か月後
- ・「ガーダシル」 初回接種・初回接種から2か月後・初回接種から6か月後

5. 料金

無料（町費負担金額は15,780円／回）

6. 予防接種を受ける際の注意

- ・事前に接種を希望する医療機関に予約をしてください。
- ・保護者が同伴し、体調の良い時に受けてください。
- ・必ず、接種券、母子手帳、健康保険証、乳幼児・児童生徒医療費受給資格者証をご持参ください。